ロ　魚肉味付のうち、ばい焼したものにあっては、イの規定にかかわらず、「てり焼」又は「かば焼」と表示することができる。

ハ　魚肉の名称は、「まぐろ」、「かつお」、「さば」、「うなぎ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。

ニ　小肉片又は砕き肉を詰めたものにあっては、イの「味付」又は「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」又は「砕き肉」と表示すること。ただし、小肉片にあっては「チャンク」と、砕き肉にあっては「フレーク」と表示することができる。

十四　一から十三までに掲げるもの以外のもの

その内容物を識別できる最も一般的な名称をもって表示する。

原材料名	
使用した原材料を、次の一から三までの区分により、一から三までの順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。	
一　使用した原材料にあっては、次に定めるところにより表示する。	
イ　植物性たん白、「牛肉」、「牛舌」、「豚肝臓」、「鶏卵」、「まぐろ」、「えび」、「粒状性たん白」、「たまねぎ」、「にんじん」、「ばれいしょ」、「マッシュルーム」、「りんご」、「米」、「麦」、「小豆」、「チーズ」、「油揚げ」、「牛乳」、「パン粉」、「小麦粉」、「でん粉」、「トマトペースト」、「牛肉エキス」、「ウスターソース」、「しょうゆ」、「みりん」、「綿実油」、「カレー粉」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。	
ロ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「果糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖・高果糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	
ハ　種類以上であり、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たない場合には、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。	
ニ　使用した食肉等、魚肉、野菜若しくは果実又はつなぎが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」、「食肉」、「魚肉」、「野菜・果実」、「野菜のみ」又は「食肉のみ」を使用した場合は、「野菜」、「果実のみ」を使用した場合は、「果実」、「つなぎ」又は「牛肉」、「豚肉」、「牛肝臓」、「まぐろ」、「たまねぎ」、「にんじん」、「りんご」、「パン粉」、「でん粉」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	
ホ　使用した肉様植たんが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」、「繊維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	
二　スープであって、うきみを加えた場合におけるうきみの原材料は、一の規定にかかわらず、「うきみ」の文字の次に括弧を付して、「鶏肉、えび、牛肉、豚肉、マッシュルーム、パセリ」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰			
名称	内容量	添加物	
次に定めるところにより表示する。		次に定めるところにより表示する。	三　ハンバーグステーキ又はミートボールであって、ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、一の規定にかかわらず、「ソース」の文字の次に括弧を付して、「牛肉エキス、トマトペースト、りんごピューレー、ウスターソース、食塩、砂糖、こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。
一　食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものにあっては、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。	一　使用した添加物を、ソースの原材料以外のものにあってはソースの原材料に添加したものにあっては、ソースの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。	
イ　製品の内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した食肉の名称の次に「野菜煮」と表示し、又は特定の野菜を使用したものにあっては、「野菜煮」に代えて「たけのこ煮」等と表示することができる。		二　一の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものの及びソースの原材料に添加したものに区分して、ソースを加えたものの原材料に添加したものにあっては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。	
ロ　食肉の名称は、「牛肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもって表示する。			
ハ　三種類以上の食肉を使用したものにあっては、イ及びロの規定にかかわらず、「食肉野菜煮」と表示する。			
ニ　イからハまでの規定にかかわらず、一種類の野菜を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が三十パーセント未満十パーセント以上のもの及び二種類以上の野菜等（野菜、きのこ類、豆腐、しらたき等を含む。）を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が二十パーセント未満十パーセント以上のものにあっては、「野菜煮」の文字の次に括弧を付して、使用した食肉の名称を「牛肉入り」、「鶏肉入り」等（三種類以上の食肉を使用したものについては、「食肉入り」）と表示し、固形量に対する食肉の重量の割合が十パーセント未満のものにあっては、食肉の名称を付さずに「野菜煮（食肉入り）」と表示する。			
二　カレー缶詰又はカレー瓶詰			
「カレー」と表示する。			
三　シチュー缶詰又はシチュー瓶詰			
「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあっては、「シチュー（クリーム煮）」と表示する。			
四　その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰			
イ　製品の内容を最もよく表す名称を表示する。			